

発湯監第13号
平成29年7月28日

湯梨浜町長 宮脇正道様

湯梨浜町議会議長 入江誠様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 光井哲治

平成29年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成29年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査事項

(1) 平成28年度委託業務の執行状況について

II 監査の実施日、場所

平成29年6月22日(木) 監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞取りを行った。

第2 監査結果

- (1) ・「委託」とは、一般的に自分たちでは難しい専門的知識を必要とする業務をこれらの知識を有する者に依頼すること。あるいは物量の多い単純作業や定期的な点検等の業務を第三者にお願いすること。限られた職員数の中で様々な業務の目的を理解し、効率的に業務を処理するためには増々重要となっており、町業務の中でも中心的な役割を担っている。

このため、平成28年度委託契約を通してその執行状況を監査した。「委託」という語は法律上の用語ではない。民法では「委任」あるいは「準委任」として整理されている。しかし、現実の実務では官民間問わず、様々な場面で幅広く使われている。中には「請負契約」の法理が適用されるもの等多様な形態となっており、私たちが実務上、個々の委託契約を締結する場面では、その留意ポイントが異なってくるケースが多いからである。

- (2) 監査対象は、「平成28年度に町が発注した委託契約（契約金額30万円以上のもの）：226件」とした。

全226件を内容的に次の3分類に区分すると概ね次のようになる。

①「委任契約」的なもの：130件

……これらの契約は、弁護士、医師等特別な資格や高度専門的識見を有する者に訴訟、診療業務、計画策定業務等を依頼するもの。

ここでは、検査、介護、保育等一部に準委任的業務が含まれる案件についても、幅広く対象とした。

②「準委任契約」的なもの：51件

……これらの契約は、清掃やごみ収集、庭管理業務等の事実行為や作業等を依頼するもの。

③「請負契約」的な要素が含まれるもの：45件

……これらの契約は、設計書作成等成果品の完成・引渡し重視され、経費積算、業務遂行方法等について高度にシステム化されているもの。

(3) 聞取結果

ア 計画策定委託に係る中間協議・内部検討の重要性

・上記の①のうちの毎年度定例的に同一団体と契約を締結する検査、介護、保育等の委託業務及び②の清掃、ごみ収集等の委託業務について

は、経費積算、随意契約理由、年度内の業務完了の徹底（完了届出書及び検査は3月31日まで、支払は5月末日まで）等手続の適正がポイントになるが、これらについては、概ね適切と認められた。

かつては、委託契約事務と補助金交付事務を混同（補助金交付事務は、原則として年度終了後、完了実績報告書提出―検査―精算払の手続）して事務処理を行っている事例も見受けられたが、そのような事例は特に認められなかった。

・③については、積算、成果品完成までの協議手続等、特に課題となる事項は認められず、概ね適切と認められた。

ただし、公共建築物、大規模橋梁等のランドマーク的要素を有する設計業務については、構造、強度等だけでなく、色彩、形状等のデザインも重要な要素になるものであり、これらについても町としての内部検討を充実させる必要があると思うところである。

・①のうち計画書策定等の委託業務については、町（委託者）が求める内容を明確にする「仕様書」の充実、並びに計画書作成に至るまでの各段階における受託者との連携協議及び町内部協議・検討が特に重要なポイントになる。これらの計画書は、策定後は当該分野における今後の町行政の基本方針となるものが多くあるからである。

平成28年度実施の契約を通してこれらの実情を見ると、事案によって軽重があることが伺われ、更なる充実が求められるところである。職員にとって今まで取り組んだことのない未知の取組みに係る計画であることが多いことからこそ、決して“受託者に丸投げ”することなく、今後の町政において実現可能か、実施体制はどうするのか、財源確保は大丈夫か等、ケースによっては、町幹部も含めて、十分な事前の内部検討を拡充する必要があると思うところである。

イ 検査調書の充実

・すべての委託契約は、職員による検査で適切と認定された後、経費支払となるが、この「検査調書」の様式が形式化していると思われる。現在は、委託契約の内容にかかわらず、すべての契約について、A4判1枚の用紙に、検査日時、検査者職氏名、立会者職氏名、検査結果の適否の別等が記載してあるのみである。

これでは、当該委託に対して何を対象に検査したのか、評価できる事項、または今後留意すべき事項等検査内容について全く分からない状態である。

ケースは違うが、県の工事請負検査では、工事管理日誌等の文書検査及び幅員計測等の現場検査ごとに詳細項目が定められ、各項目の採点判定が行われ、最終適否結果が記載されている。これは、当該工事の採点結果が業者の工事成績となり、以後の工事受注に反映されることになることにつながるという側面を有するということがあるが、ここまで行かなくても少なくとも公金を支払う前提である以上、何を対象に検査をしたのか、その結果はどうであったかが理解できるよう委託契約の分類ごとに当該検査調書に添付する補足調書の様式を検討し、爾後の点検等にも役立てることを検討すべきと思うところである。